

令和7年度公営企業会計システム更新業務プロポーザル実施要領

令和7年7月

佐賀県小城市

1. 目的

令和7年度公営企業会計システム更新業務の事業を、公募型プロポーザル方式による事業者選定にて実施する。

2. 業務の概要

(1) 業務名：令和7年度公営企業会計システム更新業務

(2) 場所：小城市役所（下水道課）

小城市まちなか市民交流プラザ ゆめぷらっと小城（水道課）

(3) 業務内容：別紙「仕様書」を参照

(4) 提案限度額：18,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約予定額を示すものではなく事業規模を示すものである。

※機器並びに導入費用も上記金額に含む。

※稼働後5年間（60カ月）の保守・運用費用は上記金額に含まない。

3. 公募型プロポーザル方式の採用理由

本業務実施にあたっては、効率的かつ信頼性の高いシステムを構築することが必要であることから、公営企業会計システムのパッケージ開発・導入業務の実績を有し、かつ、専門的な知識・経験を有する複数業者からの広い提案を求める必要があるため、公募型プロポーザル方式を採用する。

4. 募集要項及び説明書の交付方法

本プロポーザルにかかる関係書類は、小城市（以下「本市」という。）ホームページからダウンロードするものとする。

<https://www.city.ogi.lg.jp/main/47012.html>

5. 業務スケジュール

日程	実施内容
令和7年7月4日（金）	公募開始
令和7年7月11日（金）	参加表明にかかる質問の受付締切
令和7年7月15日（火）	上記質問の最終回答日
令和7年7月18日（金）	参加表明書受付締切
令和7年7月24日（木）	参加資格審査結果通知
令和7年7月28日（月）	企画提案書に係る質問の受付締切
令和7年7月29日（火）	上記質問の最終回答日
令和7年7月31日（木）	企画提案書等の提出締切
令和7年8月5日（火） 予定	審査（プレゼンテーション）

令和7年8月12日(火) 予定	審査結果通知
令和7年8月29日(金) 予定	契約締結

※このスケジュールは予定であるため、変更する場合がある。

6. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 国又は地方公共団体に対し、水道事業及び下水道事業にかかる公営企業会計システムの受注実績がある者であること。
特に下水道事業では、過去5年間（令和2年4月から令和7年3月まで）に、下水道事業公営企業会計システムの構築及び運用の支援に関する業務を処理した実績を有すること。
- (2) システム（ソフトウェア及びハードウェア一式）の保守作業を行う従業員が、小城市関連部署までおおむね2時間以内で到着することができること。
- (3) 国又は地方公共団体において、建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者については、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者については、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていること。
- (8) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 過去5年間において、情報漏えい等の情報セキュリティに関する事項について、判決による罰金、和解金の支払いがないこと。
- (10) 自己又は自社の役員等が、小城市暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第2条3号に規定する暴力団員等ではないこと。
- (11) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC27001：2013））の認証またはプライバシーマーク制度（JIS Q 15001）の認証を受けていること。
- (12) システムを自社で有すること、又は他社のパッケージ製品を購入し、小城市の要求に応じた公営企業会計システムの構築が可能であること。

7. 参加表明書の手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、募集期間内に受付場所へ提出書類を直接持参又は郵便（簡易書留）で提出すること。

(1) 募集期間

令和7年7月4日（金）から令和7年7月18日（金）まで

(2) 受付場所・時間

〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2

小城市建設部 下水道課（担当：野村、中島）

受付時間は、土・日・祝日を除く9時から16時までとする。

※郵便の場合は、募集期間内に到着したものに限り。

電話 0952-37-6122

e-mail gesuidou@city.ogi.lg.jp

(3) 提出書類

提出書類	①プロポーザル参加表明書（様式第1号）
	②事業者の概要、参加資格確認（様式第2号）
	③業務実績（様式第3号）
	④委任状（様式4号） （申請者が営業所等の長へ権限を委任する場合のみ）
	⑤誓約書（様式5号） （印鑑は実印を押印すること）
	⑥登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可。）
	⑦市区町村民税に未納がないことの証明書（写し可。）
	⑧都道府県民税の完納証明書（写し可。）
	⑨国税の完納証明書（写し可）
	⑩財務諸表類（直近1年度のみ。）
	⑪業務に必要な許可、認可等を証する書類の写し

※本市に入札参加資格審査申請書を提出している事業者については、⑥～⑩の提出を省力できる。

※⑦～⑨については、申込日前3か月以内のもの。

(4) 提出部数

各書類1部を提出すること。

8. 参加資格の確認及びヒアリング等実施通知

本プロポーザルの参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和7年7月24日（木）までに「プロポーザル参加表明書（様式第1号）」に記載された連絡先宛へ「プロポーザル参加資格審査結果通知書」を送付する。

9. 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は「質問書（様式第6号）」に質問内容を簡潔に記載し、受付期間内に電子メールで提出すること。

（1）受付期間

①参加表明にかかる質問

令和7年7月7日（月）から令和7年7月11日（金）17時まで

②企画提案書等にかかる質問

令和7年7月24日（木）から令和7年7月28日（月）17時まで

（2）提出先(電子メール)

小城市建設部 下水道課（担当：野村、中島）

e-mail：gesuidou@city.ogi.lg.jp（必ず受信確認の連絡を行うこと。）

（3）質問書に対する回答

質問書に対する回答は、下記の期日までに小城市ホームページにて公表する。

①参加表明に係る質問に対する回答

令和7年7月15日（火）まで

②企画提案書等に係る質問に対する回答

令和7年7月29日（火）まで

10. 企画提案書等の提出期限、場所及び方法

本市から送付された「プロポーザル参加資格審査結果通知書」により提案を要請された者は、下記の提出期限までに提出場所へ提案書類を直接持参又は郵便（簡易書留）で提出すること。ただし、郵便の場合は、提出期限までに到着したものに限り。

（1）提出期限

令和7年7月24日（木）から令和7年7月31日（木）16時まで

(2) 提出場所

〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2
小城市建設部 下水道課 (担当: 野村、中島)

(3) 提出書類

提出書類	①企画提案書
	②見積書 (形式は問わない)
	③システム機能要件回答書 (様式 8 号)

(4) 提出部数

- ア. 正本を 1 部、副本を 15 部、①～③を格納した電子データ 1 部 (CD-R 若しくは DVD-R) を提出すること。
- イ. 正本の表紙には「令和 7 年度公営企業会計システム更新業務提案書」及び事業者名を記載すること。
- ウ. 副本 15 部については、事業者名や事業者が特定される部分を消して作成すること。
- エ. それぞれバインダー等で綴じたものを提出すること。
- オ. ②と③は 1 部ずつ提出すること。

1 1. 提案書の内容

(1) 記載内容

提案書の作成にあたっては、次の項目に触れながら記載すること。

- ①システム機能要件回答書 (様式第 8 号)
- ②導入体制
- ③実施方法及び実施手法
- ④システム全般
- ⑤運用サポート・システム保守
- ⑥仕様書等に記載がないもので本市に有益な追加提案

(2) 提案書作成上の留意点

- ア. 提案書は、正確かつ簡潔な内容で提案すること。
- イ. 提案書の形式は、A4 用紙、両面印刷とし、文字の大きさは 10.5 ポイント以上とする。また、図表等で一部 A3 用紙を使用してもよいが、この場合は A4 版に織り込むこと。
- ウ. 目次等も含め全部で 30 ページ以内とする。
- エ. 言語は日本語とし、記述内容はできる限り平易な用語を用い、専門用語のみの記

載を避けること（専門用語や略語等を用いる場合は、説明書きをつけること）。

1 2. 見積書の作成

見積書を作成する場合は、次の条件に遵守すること。

(1) 見積書の規格

- ①形式は問わないが、極力詳細に品目を洗い出し、その数量・単価も示すこと。
- ②仕様書及び機能要件にない追加機能については、関連費も含めて算出すること。

(2) 「システム構築費用」について

システム構築費用については、構築業務に係る以下に必要な金額を計上すること。

- ① システム導入作業費用（導入準備期間中のシステム保守、利用料を含む。）
- ② カスタマイズ費用（システム機能要件回答書（様式第 8 号）のカスタマイズ費用の合計と一致すること。）
- ③ 研修費用
- ④ その他

(3) 「保守・運用費用」について

稼働後 5 年間（60 カ月）の保守・運用に係る以下に必要な金額を計上し、1 ヶ月毎の保守・運用費用を記載すること。

- ①システム保守料
- ②システム利用料
- ③その他

(4) 「その他費用」について

上記以外に必要な費用がある場合は、項目及び金額を計上すること。

1 3. 参加辞退について

参加を辞退する場合は、下記のとおり「参加辞退届（様式第 7 号）を直接持参又は郵便（簡易書留）で提出すること。

(1) 提出期限

令和 7 年 7 月 30 日（水）16 時まで（必着）
（土・日・祝日は除く）

(2) 提出場所

〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2
小城市建設部 下水道課（担当：野村、中島）

14. プロポーザル実施の条件

本プロポーザルに参加表明した者が1者のみの場合であっても、参加者のプレゼンテーションを実施し、本市が求める要件を満たした場合は、契約締結交渉者とする。

15. 審査方法

審査及び評価は、「令和7年度公営企業会計システム更新業務プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」において行うものとし、次のとおりプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者と次点者を選定する。また、提出者が1者のみの場合であっても、選定委員会において選定の可否を決定する。

(1) プレゼンテーション

①開催日時 令和7年8月5日（火）実施予定

②開催場所 小城市役所 会議室

③プレゼンテーション時間

配分時間は1者あたり45分を予定している。次の時間を目安にプレゼンテーションを行うこと。なお、質疑回答に15分以上は必ず設けること。

・プレゼンテーション 30分以内

・質疑応答 15分以上必ず設けること

④参加人員数は、配置予定技術者を含む1者4名以内とする。

⑤プレゼンテーションに係るヒアリングについて、スクリーンは本市が準備するが、その他に必要な機材（資料投影用のPC等）については提案者が準備をすること。

⑥開催日時及び開催場所の詳細については、「プロポーザル参加表明書（様式第1号）」に記載された連絡先宛へ「ヒアリング等実施通知」を送付する。

(2) 審査結果

審査結果については、令和7年8月12日（火）〔予定〕に結果の如何にかかわらず、全参加者に書面にて通知するとともに小城市ホームページで公表する。

(3) 注意事項

①機器の設置はプレゼンテーション開始時間までに行うこととし、開始時間を過ぎた場合は所要時間に含める。

②事前に提出した提案書の内容と著しく異なる説明の場合は失格とし、評価対象としない。

③指定した時刻に遅れた場合は、失格とする場合がある。

16. 契約

(1) 契約方法

審査により決定した最優秀提案者と契約締結に向けて交渉・協議を行い、予算の範囲内で適正な業務を行うことができると判断される場合に、契約を締結することとする。

ただし、当該交渉・協議が不調となった時または事項に最優秀提案者が失格となった場合、その他の事由により最優秀提案者と契約締結に至らないときは、次点者を相手方として契約締結に向けた交渉・協議を行うこととし、以下同様とする。

(2) 契約書

小城市財務規則（平成17年小城市規則第38号）に基づき作成する。

17. 留意事項

- (1) 本提案に要する一切の費用については、参加者負担とする。
- (2) 参加者は業務遂行上、知り得た情報は他人に漏らしてはならない。
- (3) 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には応じない。
- (4) 提案書類は返却しないものとし、提案書については、審査の必要に応じて複製することがある。
- (5) 選考の段階で提案の虚偽、不正及び違反が認められた提案者は直ちに失格とする。
- (6) 提案書の審査過程内容については一切公開しない。
- (7) 本プロポーザルの審査結果に対する異議申立てはできないものとする。
- (8) 本プロポーザルの提案者のうち最優秀提案者として選定されなかった者は、書面によりその理由について、通知の日の翌日から5日（休日を含まない。）以内に説明を求めることができる。
- (9) 本プロポーザルにおいて、本市の要求水準を満たす提案がなかった場合、最優秀提案者の選定を行わないものとする。また、提案者が1者であっても、本市の要求水準を満たす提案であり、各選定委員の評価点の合計が1,038点以上（1,730点満点）であれば、その者を最優秀提案者として選定する。
- (10) 本プロポーザルの募集開始日（令和7年7月4日（金））から選定委員会において選考が終了するまでの間、選定委員への接触及び担当課に対する営業活動は禁止する。
- (11) 本実施要領に定めるもののほか、本件の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び小城市の関係条例・規則等の定めるところによるものとする。